

第11号議案

令和6年度南魚沼市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度南魚沼市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	24,000 件
(2) 年間総給水量	5,729,000 m ³
(3) 1日平均給水量	15,696 m ³
(4) 主要な建設改良事業 新設改良費	959,803 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	1,903,392 千円
第1項 営業収益	1,589,467 千円
第2項 営業外収益	313,923 千円
第3項 特別利益	2 千円

支出

第1款 水道事業費用	1,856,143 千円
第1項 営業費用	1,729,864 千円
第2項 営業外費用	115,276 千円
第3項 特別損失	1,003 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額955,240千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,005,617 千円
第1項 企業債	952,600 千円
第2項 他会計出資金	5,109 千円
第3項 分担金	1,340 千円
第4項 負担金	12,342 千円
第5項 補償金	18,800 千円
第6項 固定資産売却代金	1 千円
第7項 補助金	15,425 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,960,857 千円
第1項 建設改良費	961,803 千円
第2項 企業債償還金	992,772 千円
第3項 国県補助金返還金	1,282 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	733,700	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金、地方公共団体金 融機構資金及び民間等 資金について、利率の 見直しを行った後にお いては、当該見直し後 の利率)	借入れの年から据置期 間を含み40年以内に償 還するものとする。 その他借入先の融資 条件に従う。 ただし、据置期間及 び償還期限を短縮し、 又は繰上償還若しくは 低利に借り換えするこ とができる。
借換債	218,900			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用 10,000 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 103,351 千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、30,600千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

令和6年3月4日提出

南魚沼市長 林 茂 男